

【厚生労働省委託事業】

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会開催のお知らせ

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会主催

職場の受動喫煙対策は、労働安全衛生法に基づく事業者の努力義務です。

最近の厚生労働省研究班の報告では、1年間に14,957人もの人（うち職場での受動喫煙は7,792人）が、受動喫煙が原因でがん・心疾患などにより死亡していると推計されています。

このような受動喫煙を防止するため、厚生労働省では、その対策に取り組む事業者に対して各種の支援事業を実施しています。当会では、そのうちの「職場における受動喫煙防止対策に係る相談支援・周知啓発業務」を受託して実施しており、このたび、その一環として事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者の受動喫煙防止対策についての理解を図るとともに、その進め方を提案するための「説明会」を下記により開催することといたしました。

ふるってご参加いただきますようご案内申し上げます。

《対象》 事業場の経営者、人事・労務・安全衛生担当者など

《日時》 **令和元年10月4日(金) 13:30~16:00**（受付開始 13:00）

《場所》 島根県立産業交流会館 **くにびきメッセ 601会議室**

（松江市学園南一丁目2番1号 TEL 0852-24-1111）

《内容》 ① 受動喫煙による健康への有害性

② 職場における受動喫煙防止対策に関する推進体制及び施設整備

③ 職場の受動喫煙防止対策に関する規制の現状と今後の展望、支援制度の取組
（安衛法改正の内容含む・厚生労働省島根労働局担当者による講義を予定）

④ 受動喫煙防止対策に取り組んだ事業場における好事例の紹介

（厚生労働省の支援制度（助成金制度を含む）についても紹介予定）

⑤ 個別相談対応（希望者のみ）

《参加費》 **無料(テキスト等を含む)**

《申込要領》 下記申込書に記入し、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会島根支部まで、メールまたはファックスでお申し込みください。（受講票等は送付しません）

《申込期限》 **令和元年9月30日(月)**

《問合先》（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会 島根支部・事務局 [TEL] 0852-36-7503 平塚

（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会
島根支部

[Mail] kenzoh_h@sky.megaegg.ne.jp

[Fax] 0852-36-7503

職場の受動喫煙防止対策に係る説明会 参加申込書

フリガナ お名前		事務局使用欄
会社名		受付日
ご所属		受付No
ご連絡先		

※ ご記入いただいた個人情報は、本説明会以外の目的には使用いたしません。